

# 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」

平成27年（2015）6月

出 雲 市

# 目 次


## 第1章 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって

はじめに	1
<b>I 計画の基本的な考え方</b>	2
1. 計画策定の背景	2
2. 基本目標	3
<b>II 「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況</b>	4
1. 成果と課題	4
2. 目標指標の進捗状況	1 1

## 第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策

計画の体系図	1 2
<b>I 子どものそばに本がある環境をつくる（読書環境の整備と充実）</b>	1 3
1. 家庭「親子で絵本のふれあい」（ブックスタート）の実施	1 3
2. 子育て支援センター・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・ 児童館・放課後児童クラブ	1 3
3. コミュニティセンター	1 3
4. 小・中学校	1 4
5. 公共図書館	1 4
<b>II 子どもが本と親しみ、学ぶ力を育てる（読書活動の推進と支援）</b>	1 5
1. 家庭	1 5
2. 保育所（園）・幼稚園・認定こども園	1 5
3. 子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ・ コミュニティセンター	1 5
4. 小・中学校	1 5
5. 公共図書館	1 6

<b>Ⅲ 子どもの読書活動を支える人を育てる(読書活動に関わる人材の育成)</b>	17
1. 保育所(園)・幼稚園・認定こども園	17
2. 子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ・ コミュニティセンター	17
3. 小・中学校	17
4. 公共図書館	17
第2次計画数値目標一覧	18
<b>Ⅳ 計画の推進体制</b>	19
第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携	19
用語解説	20
参考資料	
「子どもの読書活動の推進に関する法律」	23
「出雲市子ども読書活動推進計画に関わる調査の状況」 (平成26年5月調査)	25
「学校図書館調査の状況」(平成26年5月調査)	27

 用語解説あり

## 第1章 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」策定にあたって はじめに

出雲市は、平成19年11月に、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進していくための「出雲市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

以降、この計画に基づき、子どもの読書の重要性についての認識を深め、家庭、地域、学校がそれぞれ協働しながら推進してきたところです。

特に、乳幼児健診会場での親子のふれあい事業（ブックスタート）の実施や、地域・学校における読み聞かせの取組などにより、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりが進んでいます。

また、学校図書館へ読書ヘルパーや学校司書が配置されたこと、子どもと本をつなぐ人の育成や学校等への読書活動支援を進めたことにより、学校における環境整備も前進しました。

今後は、家庭や地域、学校で子どもが本に親しみながら育つための環境づくり、子どもの学びを支える仕組みづくりと人の育成に向けて、これまでの取組がさらに進んでいくよう連携していくことが大切であると考えます。

今回、これまでの計画実施による成果と課題をふまえ、出雲市における子どもの読書活動の取組を推進することを目的に新しく計画を策定したところです。

関係部局と連携を図り、市民の協働により諸施策を実施していきます。

# I 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

乳幼児期における「読み聞かせ」は、聞く楽しさを通して言葉を覚え、人とのつながりを確認するとともに創造力を豊かにしてくれます。特に、子どものそばにいる大人からの読み聞かせの体験は、人への信頼やコミュニケーションを育む力となります。

また、小・中学生において「聞く」体験から自らが読む体験をすることは、豊かな心を育て、めまぐるしく変わる時代をたくましく生きていく力や、さまざまな困難や壁にぶつかった時に自ら解決していく力を育てます。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会全体で取り組む重要なものです。

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、これに基づき平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。平成20年3月に第2次計画の策定、平成25年5月に第3次計画が策定されました。

島根県においては、平成16年3月に「島根県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成21年3月に第2次計画の策定、平成26年4月に第3次計画が策定されています。

本市では、平成19年に策定した計画を基本とし、評価と課題をふまえながら取り組んできましたが、策定から年数が経過し、すでに「名作読書特別プログラム事業」等の事業が終了し、「学校図書館活用事業」の実施、学校図書館支援センターの設置を展開しています。

ついては、これまでの子どもの読書活動推進にかかる取り組みをふまえながら、地方公共団体としての責務を果たすよう努めていくため、新しい計画を策定することとしました。

今後は、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるようさらなる推進を図り、家庭、地域、学校が連携し、成長段階に応じた子どもの読書環境づくりに努めていくことが必要となります。

そのためには、次の基本目標に基づいて取り組んでいくこととします。

なお、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5ヶ年とします。

## 2. 基本目標

子どもの読書活動を推進するために、「豊かな心を育て、主体的に学び、たくましく生きる力を育てる」ことを目標に次の3点に取り組んでいきます。

### (1) 子どものそばに本がある環境をつくる

子どものそばに本があり、子どもが本を身近に感じることができる環境づくりを進めていきます。

そのためには、家庭、地域、学校が連携を深め、情報を交換しながら本が身近にある環境づくりを図ることが必要です。

子どもの本の設置や資料については、それぞれの場での整備に努めると共に、公共図書館は、児童図書の充実による団体貸出や情報提供に努めていきます。

### (2) 子どもが本と親しみ、学ぶ力を育てる

自らが読書を楽しみ、生涯の読書習慣を身につけて豊かに生きていくことができるよう、子どもの発達段階に応じた取組をします。

乳幼児期においては、保護者や地域、保育所や幼稚園等における身近な大人が、日常生活の中で読み聞かせやおはなしに親しむ習慣づくりを進めていきます。

小・中学生においては、読書習慣づくり、情報収集や課題解決をしていく力を育むための学校図書館活用の推進に取り組みます。

### (3) 子どもの読書活動を支える人を育てる

公共図書館の司書や学校司書は子どもの読書活動推進において重要な役割を担っており、資質の向上に努めることが求められています。

また、子どもの読書活動への理解と関心を高め、支援者として活動する人の育成を図ることも重要です。

あらゆる機会をとらえて子どもの読書活動の大切さを情報発信し、広く市民に子どもの読書活動推進への理解を求めていきます。

## Ⅱ 「出雲市子ども読書活動推進計画」の進捗状況

### 1. 成果と課題

豊かな心を育てるとともに、変化する時代において自ら解決する力、読書体験の積み重ねによる理解力や思考力の育成、読書による交流の促進を基本理念とし、下記の目標に取り組みました。

#### (1) 読書環境の整備と充実

##### 《家庭》

- ① 家庭で親子が絵本を通して親子のふれあいを深めていくことをすすめる事業〈ブックスタート〉を実施しました。ブックスタートは、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動です。

4か月児健診では贈る絵本を実際に活用し、読み聞かせボランティアによる読み聞かせの実践や保護者へのアドバイス、おすすめ絵本リストの配布を行い、絵本をとおした親子のふれあいの大切さを啓発しました。また、1歳6か月児健診や3歳児健診でもパンフレットを配布して啓発を行いました。

子育て支援に関するアンケート（平成23年3月実施）では、ブックスタートでもらった絵本をきっかけに読み聞かせをしている等、絵本を利用した家庭が8割ありました。

公共図書館では、ブックスタートですすめる絵本の展示やコーナーを設け紹介をしています。今後もブックスタートを継続し、親子のきずなをはぐくむ取組が必要です。

##### 《保育所（園）・幼稚園・認定こども園》

- ① 絵本等の設置や充実に努めました。特に、おはなしに親しむきっかけとなる紙芝居やパネルシアター・エプロンシアター等が充実してきています。
- ② 子どもたちが本と出会い楽しい時を過ごせるよう、園児10人に1冊の割合で絵本を購入しました。事業については平成21年度に終了しましたが、絵本の整備において、この事業の趣旨を活かすよう引き継いでいます。

## 《子育て支援センター・児童クラブ》

- ① 子育て支援センターにおいては、絵本等の設置を行い、子どもたちがおはなしや本に興味や関心を持つように努めました。おはなしに親しむきっかけとなる紙芝居やパネルシアター・エプロンシアター等も充実してきています。

また、島根県から寄託された「しまね子育て絵本」の活用も行い、出会ってほしい絵本や年齢に適した絵本の活用を図りました。

- ② 放課後児童クラブにおいては、利用する子どもたちが充実した時間を過ごせるように図書を設置をしています。

そのために、個々の興味の湧く本や図鑑、リラックスできる本等を置いたり、指導員が公共図書館から借りたりして工夫しています。

## 《コミュニティセンター》

- ① 地域の人や子どもたちの利用の機会を図るため、地域図書館を設置しているところもあります。
- ② 図書コーナーの設置や貸出、子どもの読書活動を行う団体等への場所の提供などを行っているところもあります。

## 《小・中学校》

- ① 小・中学校図書館は、読書に親しむ「読書センター」、自主的な学習活動を進める「学習センター」及び「情報センター」としての役割を果たすため、図書資料等の収集と充実に努めました。

学校図書館図書には、学級数に応じて学校図書館の蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」が設定されています。

市内小・中学校図書館資料の達成度は、平成25年度(平成26年3月1日時点)で小学校の蔵書の平均で97.9%、中学校の蔵書の平均で84.1%となっています。

しかし、図書標準を達成した学校の割合からみると、小学校で42.5%、中学校で20.0%であり、図書資料が充実しているとはいえない状況です。

なお、達成率が高い学校においても情報が古い図書資料が見受けられます。次代を担う子どもたちが豊かな心を育み、変化する時代においてたくましく生きていくための力をつけるよう、資料の充実に努めることが大切です。



学校図書館図書標準達成の状況（平成26年3月1日時点の状況 \*分校除く）

図書標準を達成している学校					単位：校
学校種別\年度	H21	H22	H23	H24	H25
小学校（40校）	6		14	17	17
中学校（15校）	4		3	3	3

- ② 市内全ての小中学校図書館へ電算システムが導入され、図書登録などの管理や貸出業務の効率化を図りました。

各学校図書館が導入しているソフト機能は異なっています。資料の情報共有が出来るような仕組みづくりに向けて検討をしていく必要があります。

- ③ 子どもたちに豊かな感性や思いやりの心、生きる力を育むための名作図書を配本する「名作読書特別プログラム事業」（心の愛読書）を実施しました。

事業については、平成21年度に終了しましたが、図書資料購入において、この事業の趣旨を活かすよう引き継いでいます。

- ④ 学校図書館活用やリニューアルに向けた学校図書館の環境整備に努めました。平成20年度に学校図書館の効果的な活用及び運営を図るための拠点として、学校図書館支援センターが設置されてからは、学校と学校図書館支援センターの職員や子ども読書活動をするボランティアと連携して整備を行っています。

- ⑤ 公共図書館の団体貸出（クラスで40冊）を利用し、読書活動や学習に利用する図書の確保に努めました。

また、学習に活用する図書購入の見本として島根県から寄託された「学校図書館活用教育図書」の利用をすすめました。学校図書館の図書購入の目安として積極的に活用を図ることが必要です。

### 《公共図書館》

- ① 子どもたちの読書環境の維持・向上を図るため、児童図書の選書や収集の整備と充実に努めました。
- ② 公共図書館のネットワークを整備し、市内7館の情報の共有を図り、巡回車で資料配送による利用者の利便性の向上を図りました。
- ③ 子どもたちが多くの本と出会い、読書の機会が得られるよう、団体貸出の促進

に努めました。

④ 島根県から選定された「しまね子育て絵本」や、調べ学習に活用できる「学校図書館活用教育図書」の寄託を受けて、学校等への活用を図りました。

⑤ 学校図書館の効果的な活用及び運営を図るための拠点として、平成20年5月、出雲中央図書館内に学校図書館支援センターを設置しました。

学校図書館資料の整備に関する相談や保育所・幼稚園・認定こども園からの資料修理などの相談に応じ、子どもの読書環境の整備と充実に努めました。

## **(2) 読書活動の推進と支援**

### **《家庭》**

① 乳幼児健診会場では、ボランティアによる読み聞かせや保護者への啓発を行いました。

② 家庭での読書をすすめるため、「絵本のお花をさかせよう」運動に取り組みました。すすめたい絵本、子どもに出会ってほしい本を幅広く紹介することで、親子で絵本を楽しむ機会づくりができました。

### **《保育所（園）・幼稚園・認定こども園》**

① 職員や保護者によるボランティアが日常的に読み聞かせを実施し、幼い頃から本に親しみ、読書を楽しむ環境が整ってきたと言えます。

また、地域ボランティアや団体と連携したおはなし会等も実施されています。

② 職員や保護者、ボランティアにむけた研修や講座を実施し、子どもの読書への啓発や理解を進めています。

③ 市の「子ども読書活動支援事業」を利用し、おはなしを聞く楽しい機会をつくとともに、本への興味・関心へつながる取り組みが広がっています。

### **《子育て支援センター・児童クラブ》**

① 子育て支援センターでは、職員による読み聞かせを実施し、幼い頃から本に親しみ、読書を楽しむ環境が整ってきたと言えます。

② 放課後児童クラブでは、長期休業期間には、地域のボランティアや市の「子ども読書活動支援事業」を利用して、読み聞かせやおはなしを聞く楽しい機会をつくり、子どもが充実して過ごせるよう取り組んでいます。

## 《コミュニティセンター》

- ① 自主事業や行事のなかで、「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施し、子どもたちの健やかな成長を地域で支援する活動をしているところがあります。
- ② 保育所（園）、幼稚園や学校へ読み聞かせなどの活動をする地域の人を紹介や活動を行う団体への支援をしているところもあります。

## 《小・中学校》

- ① 読書集会や読書ビンゴ、読書マラソン等、読書の機会や習慣づくりにむけた様々な活動を行いました。
- ② 小学校では、保護者や地域のボランティアが協力し、読み聞かせが定期的に実施されています。中学校においても取り組んでいるところがあります。
- ③ 全小・中学校で朝読書を実施しています。豊かな心を育む読書と併せ、学習課題に関する内容の読書時間とする等、学力向上の観点からも取り組んでいます。今後も引き続き継続に努めていくべきと考えます。

こどもの読書週間（4月23日～5月12日）及び読書週間（10月27日～11月9日）を利用した朝読書にすすめたい本や情報提供も必要です。

- ④ 市の「子ども読書活動支援事業」の活用による読書活動に取り組みました。
- ⑤ 教育委員会は、平成20年度に分校を除く全ての小・中学校へ「読書ヘルパー」を配置しました。これにより学校図書館の環境整備が大きく進み、人のいる図書館として、児童生徒の来館や貸出が増加しました。

読書ヘルパーは、学校図書館の中心的な支援者として、図書の貸出や掲示物の作成だけでなく、調べ学習や読書にかかる図書の収集等の幅広い支援を行い、頼りになる存在になっています。

平成21年度からは、島根県の「子ども読書活動推進事業」の交付金を活用して事業の継続に努めました。

- ⑥ 平成26年度には、小学校10校へ学校司書を配置しています。

学校司書が配置されたことにより、学校図書館資料を活用した学習が進み、公共図書館への資料収集依頼や団体貸出が増え、情報を活用する学習が積極的に行われるようになってきています。

指導計画における学校図書館活用の位置づけや指導体制の整備、学習関連の図書リストの作成、情報を活用するための手引き（パスファインダー）等の効

果的な学習支援への資料作成も必要となってきました。

## 《公共図書館》

- ① 子どもたちがより多くの本に接し、おはなしの楽しさを体験する機会を提供するため、職員やボランティアによる読み聞かせやおはなしを楽しむ企画を実施しました。
- ② 毎月、チラシやホームページにより子どもたちに薦める本や新刊本の紹介をしました。
- ③ 子どもたちが公共図書館に親しみ、図書館の役割を理解してもらうように、図書館見学や職場体験学習の受入れと一日司書体験を実施しました。
- ④ 児童サービス向上のために、職員の研修を実施しました。
- ⑤ 学校図書館支援センターが行う子ども読書活動支援事業（ブックトーク、ストーリーテリング等）は、学校等から依頼が増加しました。

継続した支援を進めていくよう学校図書館支援センターの機能充実に努める必要があります。

子どもの読書活動支援事業の支援状況（年度推移）

子どもの読書活動支援件数				単位：件		
学校種別\年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保幼等	9	7	55	67	85	73
小学校（40校）	121	141	161	150	195	252
中学校（15校）	8	18	10	8	29	16
計	138	166	226	225	309	341

### (3) 読書活動に関わる人材の育成

#### 《公共図書館》

- ① 子どもと本をつなぐ活動（ブックトークやストーリーテリング）ができる人の育成に取り組みました。

専門的な知識や技術を取得するための養成講座を毎年継続実施し、講座修了者を学校等の依頼に応じて派遣する事業を行いました。

平成19年度策定時には、活動ができる人数は10人程度でしたが、平成25年度には41人となりました。

- ② 学校図書館業務の中心的な支援者である「読書ヘルパー」の研修を実施し、学校図書館業務や読書活動への知識を深めました。

平成25年度からはカリキュラム作成により体系的に実施しています。

- ③ 学校等で読み聞かせや図書館の環境整備をするボランティアへの研修や講演を行いました。

- ④ 市民を対象とした「読み聞かせ講座」を年2回継続実施しました。

講義だけでなく、参加者が実演して講師からアドバイスなどをもらう「参加型」の講座も行いました。

- ⑤ 島根県教育委員会が公募する「しまね子ども読書フェスティバル」を活用し、隔年ごとに啓発イベントを実施しています。

「子どもゆめ基金」等を活用した作家の講演やワークショップも実施しました。

これらは、主として市内で活動するボランティア団体と連携し、自己研修と人材の育成も目的として実施しています。

- ⑥ 「学校図書館教育パネル展示」を開催しました。学校図書館活用の取り組みを広く紹介して市民への理解を図りました。

## 2. 「出雲市子ども読書活動推進計画」に掲げた目標指標の進捗状況

(目標指標の設定は平成23年度)

項目	年度						
	平成19 年度 策定時	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度 ( )は指標	平成24 年度	平成25 年度
学校図書館図書標準 (小学校平均)	72%		76.7%		93.0% (80%)	95.9%	97.9%
学校図書館図書標準 (中学校平均)	80%		69.4%		82.9% (80%)	81.0%	84.1%
公共図書館の市民1人当りの 個人貸出数(年間)	5.3冊	6.84冊	7.11冊	7.37冊	8.09冊 (7冊程度)	8.06冊	7.65冊
読書活動(ブックトーク・ストー リーテリング)専門ボランティア	10人 程度	25人	32人	35人	35人 (30人)	43人	41人

## 第2章 子ども読書活動推進のための方向と施策

### 計画の体系図

#### 基本目標



## I 子どものそばに本がある環境をつくる（読書環境の整備と充実）

子どもの読書習慣を育むためには、その環境づくりを進めることが重要です。

生涯を通じた読書活動の基礎は、乳幼児期の読書体験によって育まれます。

家庭や保育所（園）・幼稚園等の子どもが日常を過ごす場所での役割は大きく、子どもの身近に読書ができる環境をつくることが大切です。

特に、小・中学生への学校図書館の果たす役割は大きく、読書に親しむ「読書センター」と、自主的な学習活動を進める「学習センター」「情報センター」としての機能が十分果たせるように整備をする必要があります。

### 1. 家庭 「親子で絵本のふれあい」（ブックスタート）の実施

- (1) 地域に生まれたすべての子どもと保護者が絵本をとおして心ふれあうひとときをもつきっかけづくりとなるように、乳幼児健診会場等でボランティア等による読み聞かせの実践や、保護者への啓発に努めます。
- (2) 親子や家族のふれあいができる絵本のリストやチラシなどを配布します。
- (3) 公共図書館では、親子や家族のふれあいを啓発する絵本の展示紹介やコーナーの設置等に努めます。
- (4) 出産を控えた人に向けても、親子のふれあいの大切さを知ってもらうよう啓発に努めます。

### 2. 子育て支援センター・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・児童館・放課後児童クラブ

- (1) 子どもたちが本やおはなしに親しむために、図書や紙芝居、パネルシアターなどを備えた環境づくりを促します。
- (2) 子どもたちがより多くの本と出会うため、子どもたちが集まる場所へ公共図書館から団体貸出利用を促すとともに相談やアドバイスに努めます。
- (3) 公共図書館は、子どもへの読み聞かせに適した本、子どもが出会ってほしい本や新刊等の情報提供に努め、本が身近にある環境づくりの大切さを啓発します。

### 3. コミュニティセンター

- (1) 公共図書館から遠い地域については団体貸出の利用等、子どもたちがより多くの本と出会える環境づくりが進むように促していきます。



#### 4. 小・中学校

(1) 小・中学校では、児童生徒が読書に親しみ、主体的な学習活動ができる学校図書館資料の充実に努めます。

学校図書館図書標準を達成する学校の割合が増えるように努めます。

(2) 蔵書管理や貸出業務などへの電算システムの活用にも努めるとともに、学校図書館の資料が有効に活用できるよう、学校図書館間や公共図書館との物流・電算システム・情報共有等のネットワーク化に向けた検討をしていきます。

(3) 学校図書館の資料が児童生徒の学習に利用できるよう、収集方針や除籍基準を検討し、計画的な魅力ある資料の整備に努めます。

(4) 配置や展示の工夫をし、行きたくなる学校図書館の環境づくりに努めます。

#### 5. 公共図書館

(1) 公共図書館は、児童図書の充実に努め、購入受け入れに努めます。

利用者のニーズに応えられるように児童図書の選書に力を注ぎます。

(2) 子どもの読書活動ができるよう優先的な児童図書の購入に努めます。

(3) 公共図書館は、団体貸出の活用を促すなど子どもの身近な読書環境づくりに努めます。

学校図書館については資料が有効に活用できるよう、物流・電算システム・情報共有等のネットワーク化に向けた検討をしていきます。

#### 【数値目標】

学校図書館図書標準を達成する学校の割合

平成25年度 小学校 42.5% → 平成31年度 小・中学校 50%  
中学校 20.0%

市内公共図書館における児童図書の年間受入冊数割合

平成25年度 31.3% → 平成31年度 35%

## Ⅱ 子どもが本と親しみ、学ぶ力を育てる（読書活動の推進と支援）

子どもたちは、より多くの読書体験をすることで言葉への理解や思考力、伝える力を身に付けていきます。その力を育てるには、子どもをとりまく大人が本に親しむ機会をつくり、成長段階に応じた活動をしていく必要があります。

情報提供や共通理解を図り、連携・協働できる仕組みづくりをすすめていきます。

### 1. 家庭

- (1) 乳幼児健診や子育てサークル等の保護者が集まる機会を利用して、読書や読み聞かせの大切さを伝え、家庭内における読書推進の啓発をします。
- (2) 子どもが出会ってほしい本や子どもと一緒に楽しみたい本等をあらゆる機会をとおして紹介し、読み聞かせの大切さを啓発します。

### 2. 保育所（園）・幼稚園・認定こども園

- (1) 子どもたちがより多くの本に接し、おはなしや物語に親しみ、言葉を養うよう、職員、保護者、ボランティアによる読み聞かせやおはなしを聞く体験活動の実施を促します。

### 3. 子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ・コミュニティセンター

- (1) 子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブへ子どもたちがより多くの本やおはなしを楽しめるよう、職員を中心として保護者やボランティアによる読み聞かせやおはなしを聞く体験活動の実施を促します。
- (2) コミュニティセンターへ地域のボランティアと連携して、読み聞かせ等の活動が進むよう促します。

### 4. 小・中学校

- (1) 学校図書館を活用した学習の推進を図ります。

なお、推進にあたっては、学校図書館の活用を各教科等の指導計画に位置づけ、**司書教諭**や学校図書館担当教員と学校司書を中心とする指導体制が整えられるよう、啓発に努めていきます。

- (2) 司書教諭等が学校図書館運営に携わる時間の確保、学校司書等の配置の確保と充実に努めていきます。

- (3) 読書ヘルパーや地域ボランティアの協力体制づくりに努めます。
- (4) 児童生徒の成長段階に応じた読書指導に学校全体で取り組みます。
- (5) 児童生徒の読書習慣の定着に取り組みます。

・朝読書の継続実施・「こどもの読書週間（4/23～5/12）」及び「読書週間（10/27～11/9）」の活用

- (6) 子どもの読書活動支援事業「おはなしゆうびんやさん」を利用した読書活動の推進を図ります。

## 5. 公共図書館

- (1) 子どもたちがより多くの本やおはなしに出会い、体験する機会を提供するため、職員やボランティア等による絵本の読み聞かせやおはなし会を実施します。
- (2) 子どもの読書活動に関わるボランティアを積極的に受け入れ、活動の場を提供し、協働しながら子ども読書活動の推進を図ります。
- (3) こどもの読書週間（4月23日～5月12日）及び読書週間（10月27日～11月9日）を利用した読書活動の推進を図ります。

また、島根県が進める「読みメン月間」（6月）での親子読書の推進を図ります。

- (4) 読書活動の実施が進むよう、団体貸出による支援を図ります。特に学校へは市内公共図書館が連携して取り組んでいきます。

図書リストや情報活用の手引き作成に向けても連携して取り組んでいきます。

- (5) 学校図書館活用教育の推進に向け、学校図書館支援センターの体制の強化に引き続き努めていきます。
- (6) 子ども読書活動支援事業の実施に努め、読書活動の推進を図ります。
- (7) 公共図書館見学を実施し、図書館への興味や理解を図ります。
- (8) 公共図書館における職場体験学習の受け入れを行い、児童生徒の学習の機会をつくります。
- (9) あらゆる世代が読書に親しむことで子どもの読書活動の推進を図ります。

### 【数値目標】

学校司書等の配置率			
平成25年度	100%	→	平成31年度 100%

公共図書館の市民1人あたりの個人貸出冊数（年間）			
平成25年度	7.65冊	→	平成31年度 8冊

### Ⅲ 子どもの読書活動を支える人を育てる(読書活動に関わる人材の育成)

公共図書館の司書や学校司書は子どもの読書活動推進において重要な役割を担っています。子どもの豊かな読書活動と学習の支援ができるよう資質の向上に努めることが求められます。積極的な研修の実施や研鑽に努めていきます。

また、子どもの読書活動を推進するためには、多くの理解者や支援者が必要です。

子どもの読書活動の重要性について啓発を行い、子どもの読書活動への理解を図り、家庭、地域、学校で自主的な子どもの読書活動が進むよう、人材の育成を図ります。

#### 1. 保育所(園)・幼稚園・認定こども園

(1) 職員や保護者、ボランティアの読書活動への理解を深めるために研修機会の確保に努めます。

#### 2. 子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ・コミュニティセンター

- (1) 子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブは、職員などが子どもの読書活動への理解を深めるための研修機会の確保に努めます。
- (2) コミュニティセンターは、地域で子どもの読書活動を行う人や団体へ、公共図書館などが実施する研修や情報の案内による啓発に努めます。

#### 3. 小・中学校

- (1) 司書教諭や学校図書館担当教員、学校司書を主として、全ての職員に学校図書館にかかる研修の確保に努めます。
- (2) 学校司書については島根県や出雲市が実施する研修や講座への積極的な参加を促し、知識や技術の向上に努めるとともに、情報交換の機会づくりに努めます。
- (3) 読書ヘルパーやボランティア研修への参加に努めます。

#### 4. 公共図書館

- (1) 司書の児童サービス向上に向けた研修を実施します。
- (2) 市民が子どもの読書活動推進に理解や関心を持つよう講演や講座を実施し、啓発を図ります。
- (3) 子ども読書活動を行うボランティアの受け入れや連携を図ります。

(4) 子ども読書活動支援事業を進める専門ボランティアの育成を図ります。

学校等でブックトークやストーリーテリングを行うボランティアの育成に向けた講座を実施し、学校などの読書活動の依頼に応えるための人数の確保を図ります。

(5) 子ども読書活動を行う市内や市外のボランティア団体等と連携し、啓発活動を図ります。

### 【数値目標】

子ども読書活動（ブックトーク・ストーリーテリング）専門ボランティア登録数				
平成25年度	41人	→	平成31年度	50人

### 第2次計画 数値目標一覧

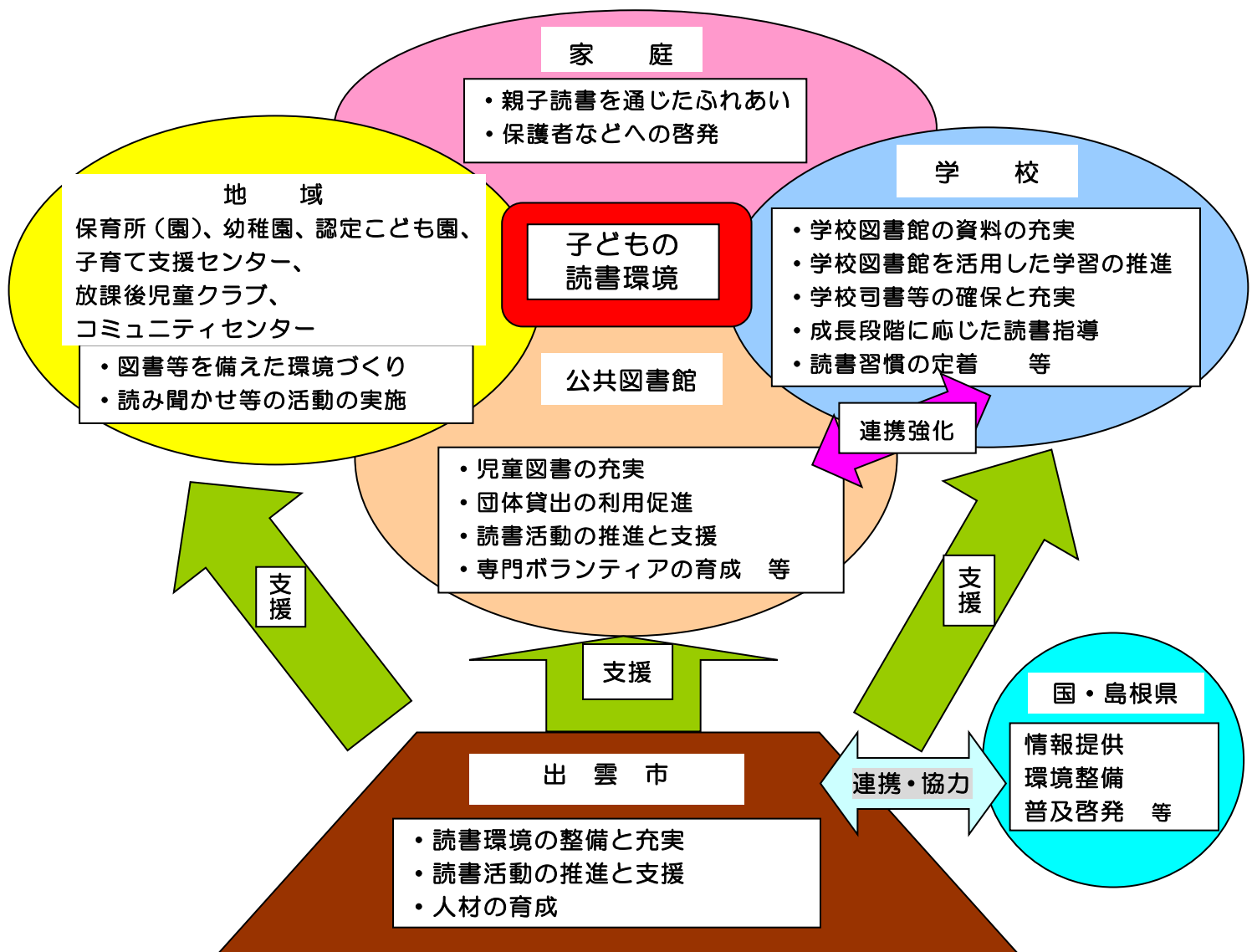
項目	平成25年度	平成31年度 (目標)
学校図書館図書標準を達成する学校の割合	小42.5% 中20.0%	50%
市内公共図書館における児童図書の年間受入冊数割合	31.3%	35%
学校司書等の配置率	100%	100%
公共図書館の市民1人あたりの個人貸出冊数（年間）	7.65冊	8冊
子ども読書活動（ブックトーク・ストーリーテリング） 専門ボランティア登録数	41人	50人

## IV 計画の推進体制

### 1 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」における連携

第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」の実施にあたっては、家庭、地域、学校が積極的な活動を行うために、市内公共図書館が核となって連携を図る必要があります。出雲市担当各課が連携を密にして支援していきます。

#### 第2次「出雲市子ども読書活動推進計画」連携図



[担当課]

総合政策部（自治振興課）

健康福祉部（こども政策課、保育幼稚園課、健康増進課）

市民文化部（市民活動支援課、出雲中央図書館）

教育委員会（教育政策課、学校教育課）

## 用語解説

### あ行

#### エプロンシアター

エプロンを舞台にした人形劇の一つ。必要によってとりつけたポケットから次々と人形を取り出しておはなしを展開する。

### か行

#### 学校司書

学校図書館において、専門的業務を行う職員。平成26年6月20日の学校図書館法の一部改正により、学校司書として定められ、配置について努めることとされた。

平成27年4月1日から施行となる。

#### 学校図書館活用教育図書

小・中学校における学校図書館活用教育の推進を図ることを目的に、島根県教育委員会が各市町村に寄託している。

#### 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省初等中等教育局長通知により設定された。

#### こどもの読書週間

「子ども読書の日」(4月23日)から約3週間を、子どもの読書活動について関心と理解を深めることを目的に定められている。

#### 子どもゆめ基金

国と民間が協力し、子どもの体験や読書活動を応援し、子どもの健全育成を手助けする基金。

### さ行

#### 司書教諭

学校図書館法に基づく学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許を有し、司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。

平成15年度から12学級以上の学校に必ず置かれている。

#### 児童サービス

児童（一般に18歳以下を指す）を対象とする図書館サービス。

#### ストーリーテリング

お話しを覚えて語り、想像力を高め、物語の世界へ引き込む。物語を楽しむことにより読書への誘いをする。

#### しまね子育て絵本

「どんな絵本を読んでいいかわからない。」との声に応え、島根県立図書館が「おすすめしたい子どものほん（ながく読みつがれた本・最近刊行された本）リスト」を元に選定。各市町村へ寄託されている。

#### た行

##### 読書ビンゴ

さまざまな分野の図書に親しませることを目的にビンゴゲーム形式で取り組む読書の方法。

##### 読書ヘルパー

平成20年度から出雲市内小・中学校（分校は除く）に、学校図書館の活動及び運営を支援し、児童生徒の読書活動の推進を図ることを目的に配置されている有償ボランティア。

##### 読書マラソン

読むページや冊数の目標を定めて取り組む読書の方法。

#### は行

##### パスファインダー

ある特定のテーマに関連する資料の探し方をまとめたもの。



### パネルシアター

パネル布を貼ったボード（舞台）に、絵（または文字）を貼ったり外したりして展開するおはなしやうたあそび。

### ブックスタート

乳幼児健康診断会場で、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

### ブックトーク

テーマに沿って数冊の本を紹介し、読書への誘いをする。

## や行

### 読みメン月間

父の日がある6月の1カ月間、男性（とりわけ父親）の読み聞かせを推奨する目的で、島根県子ども読書推進会議が定めた。

子どもとのふれあいを深め、子育てへの参画を促す。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律154号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### **(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### **(子ども読書の日)**

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### **(財政上の措置等)**

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

出雲市子ども読書活動推進に関わる調査の状況（平成26年5月調査）

	読書環境の整備と充実	読書活動の推進と支援
子育て支援センター (10か所)	<p>① 絵本や紙芝居だけでなく、パネルシアターやエプロンシアター等のおはなしを楽しむための環境づくりが図られている。</p> <p>② 公共図書館が行う団体貸出の利用は半分以下である。 理由としては、絵本などの種類や冊数が充実してきていることや管理の心配がある。</p> <p>③ 小さい子向けに読み聞かせをするための紙芝居や大型絵本などの情報提供を望むところがある。</p>	<p>① 職員による読み聞かせは、毎日或いは曜日ごとに実施されている。</p> <p>② 地域のボランティア（個人や団体）による読み聞かせが実施されているところがある。</p>
保育所（園） (54園)	<p>① 園児数により設置する冊数に違いはあるが、絵本だけでなく、紙芝居やエプロンシアター・パネルシアター・大型絵本が備えられ、環境づくりが進んできている。</p> <p>② 公共図書館の団体貸出サービスの利用は、半数程度である。 理由としては、設置する冊数が多くなってきていること、管理面の心配、公共図書館までの行き来する時間がとれないことが主である。</p> <p>③ おはなしボランティアの紹介・おすすめ絵本の紹介の希望がある。</p>	<p>① 担任を中心とする読み聞かせは、毎日数回行われている。</p> <p>② 地域のボランティア（個人や団体）による定期的な読み聞かせを実施するところがある。</p> <p>③ 保護者や職員への研修を実施しているところが多くある。</p>

	読書環境の整備と充実	読書活動の推進と支援
幼稚園 (31園)	<p>① 絵本などが整備されてきている。</p> <p>② 公共図書館による団体貸出は9園である。 利用していない理由としては、幼稚園の本が充実してきていること、家庭でも公共図書館を利用していること、公共図書館へ借りに行く時間が難しいことである。</p> <p>③ 巡回配本があれば望むところがある。</p>	<p>① 読み聞かせについては、毎日担任を中心に実施されている。</p> <p>② ほとんどの園で、保護者やボランティア（個人や団体）による読み聞かせが実施されている。</p> <p>③ 地域の公共図書館職員やボランティアが実施する読み聞かせを利用しているところもある。</p> <p>④ 地域のボランティア団体や子ども読書活動支援事業を活用している園も多い。</p>
放課後児童 クラブ (38か所) *24年度	<p>① 児童書などの設置があり、読書を楽しむ時間を作っているところもある。</p> <p>② 漫画を置いてくつろぐ場所となるよう配慮しているところがある。</p> <p>③ 公共図書館の団体貸出利用は、普段はなくても、長期休業中には利用するところが多い。</p> <p>④ 季節にあった本や図鑑を望んでいる。</p>	<p>① 読み聞かせを毎日実施、週数回など実施しているところが多い。</p> <p>② 長期休業中には、地域のボランティアと連携して読書につながる活動（ブラックライト紙芝居・パネルシアター・ストーリーテリングなど）を実施している。</p> <p>③ 子どもの読書活動についての情報を望むところもある。</p>
コミュニ ティセン ター (43館)	<p>① 子どもの本を設置しているところがある。</p> <p>② 公共図書館の団体貸出を利用したり、地域図書館として公共図書館の本を置いているところがある。</p>	<p>① 読みきかせを行う個人や団体への支援を実施しているところがある。</p> <p>② 学校等へ活動する人の仲介をしているところがある。</p> <p>③ 行事に読み聞かせを取り入れているところがある。</p>

学校図書館調査の状況（平成26年5月調査）

	読書環境の整備と充実	読書活動の推進と支援
小・中学校 (55校)	<p>① 蔵書冊数においては、学校図書館図書標準達成率が小学校で平均97.9%、中学校で平均84.1%である。</p> <p>ただし、達成している学校の割合にすると、小学校42.5%、中学校20.0%である。</p> <p>② 小学校の学校図書館年平均貸出冊数は、1人あたり41.5冊である。</p> <p>中学校の年平均貸出冊数は、1人あたり7.4冊であり、小学校より少なくなっている。</p> <p>③ 学校図書館の利用時間は、小学校は業間と昼休みが大半である。(朝の貸出もある)</p> <p>中学校は昼休みが多く、業間や朝・放課後の貸出をしている学校は6校である。</p> <p>④ 全小・中学校が電算を導入している。</p> <p>貸出や統計において効率化が図られている。</p> <p>導入ソフトは統一していない。</p> <p>⑤ 学校図書館内の図書資料は、ほとんどの学校が分類順に配列し、整備が進んでいる。</p> <p>⑥ 公共図書館の団体貸出については、小学校は39校が利用している。</p> <p>学習や読書活動にかかる図書の貸出である。</p> <p>中学校は9校の利用である。</p>	<p>① 読書ヘルパーの配置（平成20年度～）により、貸出業務や図書の登録業務、整備が進んでいる。</p> <p>読書ヘルパーが学校図書館に関わる時間が少ないという意見がある。</p> <p>② 保護者や地域住民によるボランティアがいる小学校は38校である。</p> <p>主に読み聞かせと環境整備である。</p> <p>中学校はボランティアがいる学校は、6校である。貸出や整備の支援である。</p> <p>読み聞かせの実施もある。</p> <p>③ 朝読書は全小・中学校で実施している。</p> <p>小学校は曜日を決めて実施する学校が多く、中学校は毎日実施する学校が多い。</p> <p>④ 学校図書館支援センターへの子ども読書支援活動の依頼は年々増加している。</p> <p>平成25年度における小・中学校への支援数は268件である。</p>